

江東区都市景観条例における届出対象行為の届出日(第6条関係)

届出対象行為の種類	手続	届出日	
法第16条第1項第1号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法	第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請	大規模建築物(施行令第2条第1項第4号の延べ面積が1万平方メートル以上の建築物をいう。以下同じ。)は申請の日の30日前 大規模建築物以外の建築物は申請の日の15日前
		第18条第2項の規定による計画通知	大規模建築物は通知の日の30日前 大規模建築物以外の建築物は通知の日の15日前
		第20条第1項第1号の規定による構造方法の認定の申請	申請の日
		第43条第2項第1号の規定による特定行政庁の認定又は同項第2号その他の規定による特定行政庁の許可の申請	大規模建築物は申請の日の30日前 大規模建築物以外の建築物は申請の日の15日前
		第44条第1項第3号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	大規模建築物は申請の日の30日前 大規模建築物以外の建築物は申請の日の15日前
		第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	大規模建築物は申請の日の30日前 大規模建築物以外の建築物は申請の日の15日前
		第68条の2第3項又は第6項の規定による評価の申請	申請の日
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)	第17条第1項の計画の認定の申請	大規模建築物は申請の日の30日前 大規模建築物以外の建築物は申請の日の15日前
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)	第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請	大規模建築物は申請の日の30日前 大規模建築物以外の建築物は申請の日の15日前
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)	第116条第1項の規定による許可の申請	大規模建築物は申請の日の30日前 大規模建築物以外の建築物は申請の日の15日前
	環境影響評価法(平成9年法律第81号)	第15条の規定による準備書等の送付	送付の日
	東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)	第48条の規定による評価書案等の提出	提出の日
行為の着手		大規模建築物は着手する日の30日前 大規模建築物以外の建築物は着手する日の15日前	

法第16条第1項第2号の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法	第88条第1項又は第2項において準用する第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の15日前
		第88条第1項又は第2項において準用する第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の15日前
	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請(都市計画法第4条第11項の特定工作物に係るものに限る。)	申請の日
	行為の着手		着手する日の15日前
法第16条第1項第3号の都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請	申請の日
		第34条の2第1項の規定による開発行為の協議	協議の日
	行為の着手		着手する日の15日前
条例第12条第2項第1号のみどりに関する行為(伐採及び移植を含む。)	行為の着手		着手する日の15日前
条例第12条第2項第2号の水面の埋立て又は干拓	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)	第2条第2項の埋立の免許の願書の提出	提出の日
	環境影響評価法	第15条の規定による準備書等の送付	送付の日
	東京都環境影響評価条例	第48条の規定による評価書案等の提出	提出の日
	行為の着手		着手する日の15日前